

指定放課後等デイサービス事業所 にっこひろば重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	3
4. 営業時間と利用定員.....	3
5. 職員の体制.....	3
6. 当事業所の施設設備の概要.....	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
8. サービスの利用に関する留意事項.....	6
9. サービス実施の記録について.....	6
10. 損害賠償保険への加入.....	6
11. 守秘義務について.....	6
12. 苦情の受付について.....	6
13. 虐待防止・身体拘束適正化について.....	7
14. 第三者評価の実施について.....	8
15. ハラスメント対策について.....	8

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 京都老人福祉協会
所在地	京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59番地60番地
電話番号	075-641-6625
代表者氏名	理事長 馬場 協一郎
設立年月	昭和32年7月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定放課後等デイサービス 平成26年3月31日指定 京都市 2650900133号
事業の目的	指定障害児通所支援の放課後等デイサービス(以下、「指定放課後等デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。)の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
事業所の名称	にじっこひろば
事業所の所在地	京都市伏見区深草直違橋片町532番8
電話番号	075-646-1362
管理者氏名	山本 由佳
事業所の運営方針について	①事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 ②指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童

	福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。 ③前二項のほか、法及び京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを提供するものとする。
開設年月日	平成26年4月1日

3. 通常の事業実施地域

京都市伏見区

4. 営業時間と利用定員

営業日及びサービス提供日	月曜日から土曜日まで (ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	9時から17時まで
サービス提供時間	平日:14時から17時まで 土曜:12時から17時まで 学校休業日:12時から17時まで
利用定員	10人/日

5. 職員の体制

※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	兼務	非常勤
1. 管理者		1名	
2. 児童発達支援管理責任者		1名	
3. 保育士・児童指導員	4名	2名	3名
4. 看護師 ※	/	/	/
5. その他の指導員			9名

※看護師配置は「訪問看護ステーション墨染の家ほっこり」との連携にて対応いたします。

6. 当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

指導訓練室	1室
相談室	1室
事務室	1室

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 提供するサービスは次のとおりとなります。

- ① 個別支援計画の作成
- ② 日常生活訓練
- ③ 集団生活適応訓練
- ④ 創作的活動
- ⑤ 更生相談
- ⑥ 介護方法の指導
- ⑦ 健康指導
- ⑧ 送迎サービス

※送迎サービスのご利用については、事業所の送迎計画上で可能な範囲でおこないます。

(2) 利用料金

サービスの利用に対しては、通常、サービス利用料金の9割が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費を代理受領する場合には、利用者の保護者は、利用者負担金としてサービス利用料金の1割を事業者にお支払いいただきます。なお事業者が契約者に代わり市町村から受領した障害児通所給付費の額については、契約者に通知します。

利用料金(1日あたり)

(利用定員が10名以下)	利用料金	利用者負担金
区分1	574単位	左記金額の1割 (上限額まで)
区分2 (授業終了後に行う場合)	609単位	
区分3 (休業日に行う場合)	666単位	
その他加算	加算については別紙で説明	

※1単位の単価: 上記単位数×10.60円

☆ 事業者が代理受領を行わない場合は、表中の利用料金が利用者負担額となります。この場合、契約者にサービス提供明細書を交付しますので、領収証を添えてお住まいの市町村に申請すると、障害児通所給付費が支給されます。

【利用者負担額の月額上限について】

1ヶ月あたりの利用者負担額については、利用者が属する世帯の収入・資産に応じて月額上限額が設定され、それを超えて負担する必要はありません。

(3) その他の料金

サービス提供に要する下記の費用は、支援費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① おやつ:1食あたり100円
- ② 昼食代 土曜日及び学校の長期休暇期間の際、昼食代 1食400円
- ③ 「創作活動」にかかる材料費などの実費(各自持ち帰る物 その都度、その内容の説明をいたします。)
- ④ 行事参加料(交通費、入館料等)
- ⑤ その他必要な費用(事前にご相談させていただきます)
・紙オムツは原則として持参してください。

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(2)及び(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、ご利用翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア.金融機関口座からの自動引き落とし

イ.下記指定口座への振り込み

京都銀行 墨染支店 普通預金0427527

名義 社会福祉法人京都老人福祉協会

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には利用予定日の午前9時までに事業者に出してください。
- ② 利用予定日の2営業日以前から利用日当日になって、急な体調不良等やむを得ない理由で、利用の中止の申し出をされた場合、一月に4回まで欠席時対応加算Ⅰ(94単位)が算定されます。又、サービスを利用した日において、急病等により利用を中断し、利用したサービスの提供時間が30分以下となった場合においては、欠席時対応加算Ⅱ(94単位)が算定されます。
- ③ 利用予定日までに連絡が無く欠席された場合は、取消料として利用料の利用者負担相当額をお支払いいただく場合があります。
- ④ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等の必要な調整をいたします。
- ⑤ 年度の切り替え等、法改正等により放課後等デイサービス事業の利用方法について変更がある場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

(6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、契約者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

また、利用者が他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合には一時的にサービスをご利用頂けない場合があります。

(2) 受給者証の確認

「利用者負担に関する事項」、「支給量」及び「住所」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

9. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、個別支援計画書及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、契約者の負担となります。）

10. 事故発生時の対応 および 損害賠償保険への加入

本事業者は、万が一の事故発生時には、誠意をもって必要な措置を講じるとともに、損害賠償義務の履行を確保するため、損害賠償保険に加入しています。

11. 守秘義務について

本事業所および職員は、サービスを提供するにあたり知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

12. 苦情の受付について

(1) 本事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

本事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

山本 由佳 電話番号 075-646-1362

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～17:00

○苦情解決責任者 山本 由佳

(2) 第三者機関・行政機関の苦情受付

第三者委員	井上 幸夫（施設利用者家族会 元会長） 電話番号 075-601-5390 高橋 猛（地元代表・藤城） 電話番号 090-4641-0777 あっこ 田村 充子（地元代表・醍醐） 電話番号 075-571-4181
市町村窓口等	京都府社会福祉協議会（運営適正化委員会） 所在地 中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 （京都府立総合社会福祉会館内） 電話番号 075-252-2152 受付時間 午前9:00～午後5:00 京都市 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 発達支援担当 所在地 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488 京都市役所北庁舎5階 電話番号 075-222-3937 受付時間 午前8時45分～午後5時30分 京都市第二児童福祉センター発達相談部門 所在地 伏見区深草加賀屋敷町24番地の26 電話番号 075-612-2727 受付時間 午前9:00～午後5:00

13. 虐待防止・身体拘束適正化について

本事業所における虐待防止・身体拘束適正化のための措置として、虐待防止責任者の設置、虐待防止委員会の設置及び委員会の検討結果について職員への周知徹底、職員への研修を実施しております。

○虐待防止責任者
宮尾 映一郎

14. 第三者評価の実施について

- ・有(実施年月日: _____) 無
- ・第三者評価機関名(_____)
- ・「評価結果の開示状況」…(_____)

15. ハラスメント対策について

職場における性的または優越的関係を背景とした不適切な言動・行動により職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化、相談窓口の設置等の必要な措置を講じるものとする。

西暦 年 月 日

放課後等デイサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 にじっこひろば

管理者役職名 管理者 氏名 印

説明者役職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者(児童)住所

利用者(児童)氏名

契約者住所

契約者氏名 印
(続柄)

個人情報の利用に関する同意書

私は、事業者内部の管理運営業務において必要な場合や、サービスの提供を受けるために実施されるサービス担当者会議、及び他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等に必要な範囲において、利用者及び利用者の家族の個人情報を使用することに同意します。

西暦 年 月 日

利用者(児童)住所 _____

利用者(児童)氏名 _____

契約者住所 _____

契約者氏名 _____ 印
(続柄)